

資 13

個人情報保護に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、辻堂西海岸町内会が保有する個人情報の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この規程は、個人情報の適正な取り扱いに関し、辻堂西海岸町内会が順守すべき義務等を定めることにより、当該町内会の区域内に居住する会員(以下「会員」という。)および家族の権利、利益を保護することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。

2 この規程において「保有個人情報」とは、辻堂西海岸町内会が保有する、会員およびその家族に係る情報をいう。

3 この規程による「本人」とは個人情報により識別される特定の個人をいう。

4 この規程による「グループ・リスト」とは特定の目的のために、特定の個人における特定の項目の個人情報を集めたものである。

例として次のようなものがある。

「会員名簿」、「運営委員連絡表」等

なお、市より提供される「避難行動要支援者名簿」は「避難行動要支援者個人情報の保護に関する規程」に従うものとする。

(利用目的の特定)

第4条 辻堂西海岸町内会が、個人情報およびグループ・リストを取り扱うに当たっては、その利用目的(以下「利用目的」という)をできる限り特定しなければならない。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を越えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第5条 辻堂西海岸町内会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規程により特定された利用目的の達成に必要な範囲を越えて個人情報を扱ってはならない。

(適正な取得)

第6条 辻堂西海岸町内会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 辻堂西海岸町内会は、町内会加入届受理時あるいはグループ・リスト作成時に個人情報を取得する場合、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(適正な管理)

第8条 辻堂西海岸町内会は、個人情報の保護のためにグループ・リストごとにそれに関する個人情報の管理責任者を定め、次項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 正確かつ最新なものにすること

(2) 漏洩、滅失又は棄損その他の事故を防止すること

(3) 管理する必要がなくなったときは、速やかに廃棄または消去すること

2 避難行動要支援者名簿は市より提供された個人情報であるので、管理者は会長とする。また、辻堂西海岸町内会が独自で取得した最新の変更情報は仮の最新情報とし、原本は変えない。

(第3者提供)

第9条 辻堂西海岸町内会は、次にあげる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで保有個人情報を第三者に提供してはならない。しかし、同意が得ずに提供した場合にも、その理由を本人に報告しなければならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

2 辻堂西海岸町内会の会員および会員であった者は、辻堂西海岸町内会が得た個人情報およびグループ・リストの個人情報を利用する場合は、辻堂西海岸町内会が定める利用目的の範囲内とし、会員以外の第三者に提供してはならない。

3 辻堂西海岸町内会は、本人の同意なしに保有個人情報の第三者提供を行った際は、提供の年月日、受領者の氏名等を記録して3年以上保管しなければならない。

(利用目的の公表)

第10条 辻堂西海岸町内会は、保有する個人情報の利用目的および次条の規程による開示等の請求に応じる手続きの方法を、ホームページなどに載せるなどの手段により、会員の知り得る状態に置かねばならない。

(開示等)

第11条 辻堂西海岸町内会は、本人から、当該本人と識別される保有個人情報の開示を求められたときは、遅滞なく本人に開示しなければならない。

2 辻堂西海岸町内会は、本人から、当該本人と識別される保有個人情報の内容の訂正を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該個人情報の内容の訂正等を行わねばならない。また、措置の内容を遅滞なく本人に伝えなければならない。

3 辻堂西海岸町内会は、本人から、第6条または第7条に関する理由により、当該本人と識別される保有個人情報の利用の停止または消去を求められた場合、遅滞なく調査を行い、求めに理由があると判明したときは、必要な範囲で、当該保有個人情報の利用停止等を行わなければならない。

(理由の説明)

第12条 辻堂西海岸町内会は、前条の規程により、本人から求められた措置の全部または一部について、その措置を取らない旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するように努めなければならない。

(苦情の処理)

第13条 辻堂西海岸町内会は、保有する個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附 則

初版 この規程は、平成30年4月15日から施行する。

改定 この規程は、令和3年4月18日から適用する。

避難行動要支援者名簿の個人情報管理を本規程から削除し、管理要領を簡素化するため、第3条の4を修正し、第14条を削除した。